

自由権規約委員会第 104 会期開幕

2024/03/04

国連人権高等弁務官事務所

自由権規約委員会第 104 会期が開幕した。今会期では自由権規約の実施状況に関するチリ、ガイアナ、インドネシア、ナミビア、セルビア、ソマリア、英国の報告書の審査が行われる。開会にあたり発言した人権高等弁務官事務所の代表は、この激動の時代のロードマップとして、世界人権宣言と人権条約が有用であると述べた。また、自由権規約に先月南スーダンが加入し、規約締約国は 6 年ぶりに増加したと報告した。個人通報作業部会の委員も発言し、作業部会は、2016～2023 年に提出された 13 か国に関わる 28 件の通報を審理し、その内容はノン・ルフールマン、家族の再統合、恣意的拘禁、死刑、デュープロセス、宗教の自由、収監者の強制移送、国籍の強制取得、表現・集会の自由を含むものであったと報告した。作業部会は規約委員会本会議に報告書(8 件が受理不能、17 件が受理可能)を提出しており、本会議でこれに関する詳細な討論と審理が行われる。